電　気　需　給　約　款

【でんきサービス】（九州電力エリア）

２０２６年１１月１日実施

ENEOS Power株式会社

目次

第１条（適用）.....1
第２条（本約款の変更）.....1
第３条（用語の定義）.....2
第４条（単位および端数処理）.....4
第５条（契約の申込み）.....4
第６条（供給の開始および単位）.....5
第７条（契約種別）.....5
第８条（ｍｙ標準プランー従量電灯Ａ（九州））.....6
第９条（ｍｙ標準プラン（九州））.....7
第１０条（ベースプランー従量電灯Ａ（九州））.....9
第１１条（ベースプランー電灯（九州））.....10
第１２条（ベースプランーＥＶ夜とく（九州））.....12
第１３条（ｍｙ動力プラン（九州））.....14
第１４条（ベースプランー動力（九州））.....16
第１５条（燃料費等調整）.....18
第１６条（使用電力量の計量）.....20
第１７条（電気料金の算定）.....21
第１８条（支払義務および支払期日）.....22
第１９条（支払遅延および支払過誤等）.....24
第２０条（保証金）.....24
第２１条（債権の譲渡等）.....25
第２２条（お客さまの協力）.....25
第２３条（供給の停止）.....26
第２４条（契約の変更または解約等）.....27
第２５条（工事費負担金等相当額の負担）.....28
第２６条（損害賠償）.....29
第２７条（不可抗力）.....29
第２８条（管轄裁判所）.....30
第２９条（連絡体制）.....30
第３０条（契約終了後の取扱い）.....30
第３１条（反社会的勢力の排除）.....30
附則.....32
別表１－１.....34
別表１－２.....34
別表２.....35
別表３.....38
別表４.....39

電気需給約款

第１条（適用）

（１） この電気需給約款【でんきサービス】（九州電力エリア）（以下「本約款」といいます。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の小売供給を受けるお客さまであって第７条に定める契約種別（以下「でんきサービス」といいます。）のいずれかで契約するお客さまに対して、当社が、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。なお、お客さまと当社との電気の小売供給契約（以下「需給契約」といいます。）と本約款とをあわせて、以下「本契約」といいます。

（２） 本約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島には適用されません。

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

（３） 本約款は、２０２６年１１月１日より実施いたします。

（４） 本約款は、第７条に定める契約種別以外の需給契約（「ENEOS でんき」を含みます。）には適用されません。

第２条（本約款の変更）

（１） 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第５４８条の４に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【でんきサービス】（九州電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客さまにお知らせいたします。

① お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、本約款の変更が必要な場合

② 法令、条例、規則等の制定または改廃により、本約款の変更が必要な場合

③ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

④ 燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合

⑤ みなし小売電気事業者（２０１６年3月３１日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合

⑥ その他当社が必要と判断した場合

なお、当社は、本約款を変更する場合またはお客さまからの申出に基づき需給契約を変更する場合には、当社が適当と判断した方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものといたします。また、当該約款または需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令に基づく書面の交付を行うものとします。

（２） 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合またはお客さまからの申出に基づき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項（関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住

所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。

第３条（用語の定義）

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

（１） 低圧

標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトをいいます。

（２） 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（３） 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（４） 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（５） 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（６） 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（７） 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧１００ボルトに換算した値といたします。

（８） 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

（９） 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（１０） 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第３６条第１項に定める賦課金をいいます。

（１１） 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

（１２） 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１日までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から１０月３１日までの期間、９月１日から１１月３０日までの期間、１０月１日から１２月３１日までの期間、１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。

（１３） 一般送配電事業者

電気事業法第２条第１項第９号に定める事業者をいいます。

（１４） 小売電気事業者

電気事業法第２条第１項第３号に定める事業者をいいます。

（１５） 託送供給等約款

電気事業法第１８条に規定され、一般送配電事業者が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。

（１６） 接続供給

一般送配電事業者が当社から受電し、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の一般送配電事業者の供給区域内の場所において、当社の小売電気事業への電気の供給の用に供するための電気を当社に供給することをいいます。

（１７） 接続供給電力量

一般送配電事業者が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

（１８） 夏季、その他季

次の表に定める期間をいいます。

区分	対象期間
夏季	毎年７月１日から９月３０日までの期間
その他季	毎年１０月１日から翌年の６月３０日までの期間

（１９） ベーシックタイム、ＥＶタイム

次の表に定める時間をいいます。

区分	対象時間
ベーシックタイム	ベースプランーＥＶ夜とく（九州）における、毎日午前５時から翌日の午前１時までの時間
ＥＶタイム	ベースプランーＥＶ夜とく（九州）における、毎日午前１時から午前５時までの時間

（２０） 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、本約款に定める料金単価、工事費負担金等相当額、燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整に係る調整単価ならびにその他手数料には、消費税等相当額を含みます。

（２１） 供給地点特定番号

電気の小売供給契約を受ける者の需要場所を特定できる番号をいいます。

（２２） スイッチング

同一需要場所において電気の使用を継続される状態で、お客さまが電気の小売供給を受ける小売電気事業者を他の小売電気事業者に切替えることをいいます。

（２３） 再点

お客さまが当社との需給契約を新たに締結することにともない、需要場所において停止中であった電気の小売供給を再開することをいいます。

（２４） 負荷率

次の算式により算出された値をいいます。

$$\text{負荷率（パーセント）} = \frac{\text{当月の使用電力量（キロワット時）}}{\left(\begin{array}{l}\text{契約容量（キロボルトアンペア）}\\ \text{または契約電力（キロワット）}\end{array} \times \text{２４時間} \times \text{料金算定期間の日数}\right)} \times １００$$

（２５） 供給条件の説明

電気事業法第２条の１３第１項に基づく小売電気事業者または媒介者等による供給条件の説明をいいます。

（２６） 計量期間等

託送約款等に定める計量期間または検針期間をいいます。

（２７） アンペアブレーカー契約

電流制限器（当該一般送配電事業者が設置いたします。）の容量に基づき、契約電流を決定

する契約方式をいいます。

（２８） 媒介者等

お客さまと当社との需給契約または変更等について、媒介または代理を業として行う者をいいます。

（２９） 需要場所

お客さまが電気を使用される場所をいい、その具体的な内容は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

（３０） 最大需要電力

託送約款等に定める接続供給電力（供給地点において、当該一般送配電事業者が当社に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。）の最大値をいいます。

（３１） 燃料費等調整額

燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を合計した金額といたします。

第４条（単位および端数処理）

本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりといたします。

（1） 契約電力、最大需要電力の単位は１キロワット（１ｋW）とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、ｍｙ動力プラン（九州）およびベースプランー動力（九州）については、第１３条（4）または第１４条（4）を適用した場合に算定された値が０．５キロワット以下となるときは、契約電力を０．５キロワットといたします。

（2） 使用電力量の単位は１キロワット時（１ｋWｈ）とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、記録型計量器により３０分 ごとに計量される使用電力量の単位は、最小位までといたします。

（3） 契約負荷設備の個々の容量の単位は、１ワット（1W）または１ボルトアンペア（１ＶＡ）とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（4） 契約容量の単位は、１キロボルトアンペア（１ｋＶＡ）とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（5） 力率および負荷率の単位は１パーセント（１％）とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（6） 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は切り捨てます。ただし、基本料金、最低料金、電力量料金および燃料費等調整額の計算については、１円未満の端数は、小数点以下第３位で四捨五入いたします。

第５条（契約の申込み）

（1） 契約の申込み

お客さまが新たに需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ次の事項および本約款を承認の上、所定の方法に従って申込みをしていただきます。

① 当該一般送配電事業者の託送約款等におけるお客さまに関する事項を遵守すること。

② 需給契約に必要なお客さまの情報を当該一般送配電事業者が当社に対し提供すること。

（2） 契約の成立

需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。当社は、原則として電力広域的運営推進機関より契約の切り替えが可能である旨の通知を受領した上で、その任意の裁量により承諾するか否かを判断いたします。

（3） 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の１２月３１日ま

でといたします。ただし、契約期間満了の１か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で更新されるものといたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、契約年月日および供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものといたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客さまにお知らせいたします。なお、需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令に基づく書面の交付を行うものとします。

（４） 契約の単位

当社は、１需要場所について１契約種別を適用して、１需給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、第７条に定める電灯需要と動力需要とをあわせて契約する場合および災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めた場合を除きます。

（５） 契約書の作成

特別の事情がある場合において、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときを除き、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたしません。

第６条（供給の開始および単位）

（１） 供給の開始

① 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、当該一般送配電事業者と調整の上、需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

② 当社は、当該一般送配電事業者との調整、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことがあります。

（２） 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、１需給契約につき、１供給電気方式、１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

第７条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別
電　灯　需　要	ｍｙ標準プランー従量電灯Ａ（九州）
	ｍｙ標準プラン（九州）
	ベースプランー従量電灯Ａ（九州）
	ベースプランー電灯（九州）
	ベースプランーＥＶ夜とく（九州）
動　力　需　要	ｍｙ動力プラン（九州）
	ベースプランー動力（九州）

第８条（ｍｙ標準プランー従量電灯Ａ（九州））

（1） 適用範囲

(i) 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧１００ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下である場合であり、かつ、(ii) ｍｙ標準プランー従量電灯Ａ（九州）を媒介または代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。

（2） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。

（3） 契約電流

① 契約電流は、５アンペアといたします。

② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

（4） 電気料金

電気料金は、最低料金、電力量料金、第１５条によって算定された燃料費等調整額および附則第１条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（４）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 最低料金

適用※	最低料金（税込）
１契約につき最初の１２キロワット時まで	３８７円５１銭

※第１７条（電気料金の算定）（５）に基づいて電気料金を日割計算する場合、最低料金の適用範囲は「１契約につき最低料金適用電力量まで」といたします。なお、最低料金適用電力量とは、１契約につき、最低料金が適用される電力量（１２キロワット時に日割計算対象日数÷暦日数を乗じた電力量）をいいます。なお、この場合の最低料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

② 電力量料金

電力量料金は、その１か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

適用※	電力量料金単価 （税込）
上記①最低料金の適用範囲を超える １キロワット時につき	１８円３２銭

※第１７条（５）に基づいて電気料金を日割計算する場合、電力量料金の適用範囲は「１契約につき最低料金適用電力量を超える１キロワット時につき」といたします。

第９条（ｍｙ標準プラン（九州））

（１） 適用範囲

(i) 電灯または小型機器を使用する需要で、①または②のいずれかおよび③に該当する場合であり、かつ、(ii) ｍｙ標準プラン（九州）を媒介または代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。

① 契約電流が１０アンペア以上であり、かつ、６０アンペア以下であること。

② 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であること。

③ １需要場所においてｍｙ動力プラン（九州）またはベースプランー動力（九州）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（２） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

① アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

② ①以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

（３） 契約電流

① 新たに電気を使用される場合の契約電流は、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値といたします。

② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

（４） 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定して

いただきます。

（5） 契約容量

新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難い場合には、お客さまと当社との協議により定めるものといたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値といたします。

① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表２「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表３「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	９５パーセント
次の１４キロボルトアンペアにつき	８５パーセント
次の３０キロボルトアンペアにつき	７５パーセント
５０キロボルトアンペアを超える部分につき	６５パーセント

② お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表４「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（6） 電気料金

電気料金は、契約電流または契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第１５条によって算定された燃料費等調整額および附則第１条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)（4）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流または契約容量	基本料金（税込）
１０アンペア	４４１円２４銭
１５アンペア	６６１円８７銭
２０アンペア	８８２円４８銭
３０アンペア	１，３２３円７２銭
４０アンペア	１，７６４円９６銭
５０アンペア	２，２０６円２０銭
６０アンペア	２，６４７円４４銭
１キロボルトアンペアにつき	４４１円２４銭

② 電力量料金

電力量料金は、その１か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価 （税込）
最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	１８円２６銭
１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの １キロワット時につき	２３円２３銭
３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２４円９５銭

第１０条（ベースプランー従量電灯Ａ（九州））

（1） 適用範囲

(i) 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧１００ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下である場合であり、かつ、(ii) ベースプランー従量電灯Ａ（九州）を媒介又は代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。

（2） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。

（3） 契約電流

① 契約電流は、５アンペアといたします。

② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

（4） 電気料金

電気料金は、最低料金、電力量料金、第１５条によって算定された燃料費等調整額および附則第１条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（4）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 最低料金

適用※	最低料金（税込）
１契約につき最初の１２キロワット時まで	３８７円５１銭

※第１７条（電気料金の算定）（5）に基づいて電気料金を日割計算する場合、最低料金の適用範囲は「１契約につき最低料金適用電力量まで」といたします。なお、最低料金適用電力量とは、１契約につき、最低料金が適用される電力量（１２キロワット時に日割計算対象日数÷暦日数を乗じた電力量）をいいます。なお、この場合の最低料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

② 電力量料金

電力量料金は、その１か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

適用※	電力量料金単価 （税込）
上記①最低料金の適用範囲を超える １キロワット時につき	１８円３２銭

※第１７条（５）に基づいて電気料金を日割計算する場合、電力量料金の適用範囲は「１契約につき最低料金適用電力量を超える１キロワット時につき」といたします。

第１１条（ベースプランー電灯（九州））

（１） 適用範囲

(i) 電灯または小型機器を使用する需要で、①または②のいずれかおよび③に該当する場合であり、かつ、(ii) ベースプランー電灯（九州）を媒介または代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。

① 契約電流が１０アンペア以上であり、かつ、６０アンペア以下であること。

② 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であること。

③ １需要場所においてｍｙ動力プラン（九州）またはベースプランー動力（九州）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（２） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

① アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

② 上記①以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

（３） 契約電流

① 新たに電気を使用される場合の契約電流は、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。再点の場合は、原則と

して需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値といたします。

② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

（4） 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（5） 契約容量

新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難い場合には、お客さまと当社との協議により定めるものといたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値といたします。

① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表２「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表３「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	９５パーセント
次の１４キロボルトアンペアにつき	８５パーセント
次の３０キロボルトアンペアにつき	７５パーセント
５０キロボルトアンペアを超える部分につき	６５パーセント

② お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表４「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（6） 電気料金

電気料金は、契約電流または契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第１５条によって算定された燃料費等調整額および附則第１条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)（4）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流または契約容量	基本料金（税込）
１０アンペア	４４１円６９銭
１５アンペア	６６２円５４銭
２０アンペア	８８３円３８銭
３０アンペア	１，３２５円０７銭
４０アンペア	１，７６６円７６銭
５０アンペア	２，２０８円４５銭
６０アンペア	２，６５０円１４銭
１キロボルトアンペアにつき	４４１円６９銭

② 電力量料金

電力量料金は、その１か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	１８円２３銭
１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２３円８３銭
３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２６円８３銭

第１２条（ベースプランーＥＶ夜とく（九州））

（1） 適用条件

お客さまが、次の①および②のいずれにも該当し、当社がその任意の判断により当該プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次の①および②に該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中に①および②のいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、すみやかに当社に申し出ていただきます。

① ベースプランーＥＶ夜とく（九州）のご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社はお客さまと協議のうえ、ベースプランーＥＶ夜とく（九州）の適用可否を決定いたします。

② 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

（2） 適用範囲

（1）の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、①または②のいずれかおよび③に該当する場合に適用いたします。

① 契約電流が１０アンペア以上であり、かつ、６０アンペア以下であること。

② 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であること。

③ １需要場所においてｍｙ動力プラン（九州）またはベースプランー動力（九州）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、１０アンペアを１

キロワットとみなします。）または契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（３） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

① アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

② 上記①以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

（４） 契約電流

① 新たに電気を使用される場合の契約電流は、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値といたします。

② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

（５） 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（６） 契約容量

新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難い場合には、お客さまと当社との協議により定めるものといたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値といたします。

① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示さ

れている場合等は、契約負荷設備ごとに別表２「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表３「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	９５パーセント
次の１４キロボルトアンペアにつき	８５パーセント
次の３０キロボルトアンペアにつき	７５パーセント
５０キロボルトアンペアを超える部分につき	６５パーセント

② お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表４「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（７） 電気料金

電気料金は、契約電流または契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第１５条によって算定された燃料費等調整額および附則第１条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)（４）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流または契約容量	基本料金（税込）
１０アンペア	４４１円６９銭
１５アンペア	６６２円５４銭
２０アンペア	８８３円３８銭
３０アンペア	１，３２５円０７銭
４０アンペア	１，７６６円７６銭
５０アンペア	２，２０８円４５銭
６０アンペア	２，６５０円１４銭
１キロボルトアンペアにつき	４４１円６９銭

② 電力量料金

電力量料金は、その１か月の時間帯別の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

使用電力量	電力量料金単価（税込）	
１キロワット時につき	ベーシックタイム	ＥＶタイム
	２５円６０銭	１４円５４銭

第１３条（ｍｙ動力プラン（九州））

（１） 適用範囲

(i) 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合であり、かつ、(ii) ｍｙ動力プラン（九州）を媒介又は代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。

① 契約電力が原則として５０キロワット未満であること。

② １需要場所において第７条に定める電灯需要の契約種別のいずれかとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、１０アンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計または契約容量（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が５０キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（2） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。

（3） 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4） 契約電力

新たに電気を使用される場合の契約電力は 、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難い場合には、お客さまと当社との協議により定めるものといたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値といたします。

① 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表２「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（ア）の係数を乗じてえた値の合計に（イ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表４「契約容量および契約電力の算定方法」に準じて算定し、（イ）の係数を乗じないものといたします。

（ア）契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

（イ）上記（ア）によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の１４キロワットにつき	９０パーセント
次の３０キロワットにつき	８０パーセント
５０キロワットを超える部分につき	７０パーセント

② お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表４「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（5） 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第１５条によって算定された燃料費等調整額および附則第１条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（4）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金（税込）
１キロワットにつき	１，０５５円３１銭

② 電力量料金

電力量料金は、その１か月の使用電力量に基づき、その１か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

使用電力量	電力量料金単価（税込）	
１キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
	１７円３８銭	１５円６９銭

（6） その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

第１４条（ベースプランー動力（九州））

（1） 適用範囲

(i) 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合であり、かつ、(ii) ベースプランー動力（九州）を媒介又は代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。

① 契約電力が原則として５０キロワット未満であること。

② １需要場所において第７条に定める電灯需要の契約種別のいずれかとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、１０アンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が５０キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（2） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。

（3） 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4） 契約電力

新たに電気を使用される場合の契約電力は、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難い場合には、お客さまと当社との協議により定めるものといたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力を引

き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値といたします。

① 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表２「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（ア）の係数を乗じてえた値の合計に（イ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表４「契約容量および契約電力の算定方法」に準じて算定し、（イ）の係数を乗じないものといたします。

（ア）契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

（イ）上記（ア）によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の１４キロワットにつき	９０パーセント
次の３０キロワットにつき	８０パーセント
５０キロワットを超える部分につき	７０パーセント

② お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表４「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（５） 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第１５条によって算定された燃料費等調整額および附則第１条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（４）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金（税込）
１キロワットにつき	１，１３４円２２銭

② 電力量料金

電力量料金は、その１か月の使用電力量に基づき、その１か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

使用電力量	電力量料金単価（税込）	
１キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
	１７円３８銭	１５円６９銭

（6） その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

第１５条（燃料費等調整）

（1） 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に、以下の方法により算定される燃料費調整単価を乗じて算定いたします。ただし、ｍｙ標準プランー従量電灯Ａ（九州）またはベースプランー従量電灯Ａ（九州）の最低料金に係る燃料費調整額については、１２キロワット時に燃料費調整単価を乗じて算定いたします。なお、当社の燃料費調整額には上限がありません。燃料費調整額の変動に伴い、お客さまの電気料金も変動いたします。

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ ＝ 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α、β、γ ＝ 別表1－1に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、燃料価格Xは別表1－1に定めるものといたします。

燃料費調整単価 ＝ （平均燃料価格－X円）×（2）の基準単価÷１，０００

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間)	翌年の4月の料金に係る計量期間等

（2） 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1，000円変動した場合の値とし、別表1－1に定めるものといたします。

（3） 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1か月の使用電力量に、以下の方法により算定される離島ユニバーサルサービス調整単価を乗じて算定いたします。ただし、ｍｙ標準プランー従量電灯A（九州）またはベースプランー従量電灯A（九州）の最低料金に係る離島ユニバーサルサービス調整額については、12キロワット時に離島ユニバーサルサービス調整単価を乗じて算定いたします。

① 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 ＝ A×α＋B×β＋C×γ

A ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α、β、γ ＝ 別表1－2に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、離島平均燃料価格Xは別表1－2に定めるものといたします。ただし、離島平均燃料価格は別表

１－２の通り上限値を定め、上限値を超える離島平均燃料価格においては、上限値に置き換えるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝　（離島平均燃料価格－X円）×（4）の離島基準単価÷１，０００

③　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し、次のとおり適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年１月１日から ３月３１日までの期間	その年の５月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から ４月３０日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から ５月３１日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から ６月３０日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から ７月３１日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から ８月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から ９月３０日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から １０月３１日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から １１月３０日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から １２月３１日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から 翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から 翌年の２月２８日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、翌年の ２月２９日までの期間）	翌年の４月の料金に係る計量期間等

（4）離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、別表１－２に定めるものといたします。

第１６条（使用電力量の計量）

（1）使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る３０分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、３０分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）。ただし、ベースプランーＥＶ夜とく（九州）におけるＥＶタイムの使用電力量は、原則と

してその１か月の使用電力量からその１か月のベーシックタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。

（２） 次の場合には、当社は託送約款等に基づき、当該一般送配電事業者と当社との協議をふまえ、お客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます（ただし、当該一般送配電事業者が直接お客さまと協議する場合には、お客さまと当該一般送配電事業者との協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。）。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。

① 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けない場合

② 第１７条（３）②の場合で、検針を行わなかった場合

③ 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合

（３） 計量器の読みは、次によります。

① 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

② 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

（４） 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

当社は、検針の結果、料金等を当社のホームページ上のお客さま専用ページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

（５） 計量器の設置の費用

計量器、その付属装置および通信設備等は、原則として当該一般送配電事業者の所有とし、当該一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等で特に多額の費用を要するものについては、お客さまの負担とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

（６） 計量器の設置場所の提供等

計量器、その付属装置および通信設備等の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。計量器、その付属装置および通信設備等の取付位置は、適当な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さま、当社および当該一般送配電事業者の協議によって定めます。お客さまの希望によって計量器、その付属装置または通信設備等の取付位置を変更する場合は、当社は、当該一般送配電事業者が請求する工事の実費および第三者への支払に必要な手数料を申し受けます。

第１７条（電気料金の算定）

（１） 電気料金の算定

電気料金は、契約プランごとに、第８条から第１５条の規定に従って算定するものといたします。

（２） 電気料金の適用開始の時期

電気料金は、需給開始日から適用いたします。

（３） 検針日

検針日は、次の定めにより、当該一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

① 検針は、お客さまごとに当該一般送配電事業者が定めた日に、各月ごとに行います。

② 当該一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、①にかかわらず、当該一般送配電事業者が定めた日以外の日に検針を行うことがあります。また、各月ごとに検針を行わないことがあります。検針を行わない月については、託送約款等に定められた日に検針を行ったものとみなします。

（４） 電気料金の算定期間

料金の算定期間は、原則として計量期間等といたします。

（5） 日割計算

当社は、電気料金の算定期間の日数が暦日数に対し、５日を上回り、または下回る場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

① 基本料金、最低料金および最低料金に係る燃料費等調整額（以下、総称して「基本料金等」といいます。）は、以下の算式により算定いたします。

基本料金等　＝　１か月の該当料金×（日割計算対象日数÷暦日数）

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数は、電気料金の算定期間の日数といたします。

② 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）により算定するものとします。ただし、ｍｙ標準プランー従量電灯Ａ（九州）、ｍｙ標準プラン（九州）、ベースプランー従量電灯Ａ（九州）またはベースプランー電灯（九州）の料金適用上の従量区分を日割りする場合の電力量は、次のとおりといたします。なお、この場合の第１段階料金適用電力量または第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ア）ｍｙ標準プランー従量電灯Ａ（九州）またはベースプランー従量電灯Ａ（九州）の場合

最低料金適用電力量を超える電力量

（イ）ｍｙ標準プラン（九州）またはベースプランー電灯（九州）の場合

第１段階料金適用電力量＝１２０キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数

なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の１２０キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第２段階料金適用電力量＝３００キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数 －　第１段階料金適用電力量

なお、第２段階料金適用電力量とは、１２０キロワット時を超え３００キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第１８条（支払義務および支払期日）

（1） 支払義務

お客さまの電気料金の支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、次の①および②の場合を除き、検針日といたします。ただし、次の①および②の場合以外において、検針日に、当該一般送配電事業者から接続供給電力量を当社が受領できなかった場合は当該接続供給電力量を当社が受領した日を支払義務発生日とし、接続供給電力量の値の欠損等により、当社が電気料金の算定ができなかった場合は、当社が電気料金の算定を行った日を支払義務発生日といたします。

① 第１６条（2）の場合は、当社と当該一般送配電事業者との協議の整った日の属する月の末日といたします。

② 本契約が終了した場合は、終了日といたします。

（2） 支払期日

① 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目といたします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第１５条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。

また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに１日延伸いたします。なお、第２１条に基づき債権譲渡が行われる場合において、同条に定める代理請求事業者が支払期日に関しお客さまに対し別途の通知を行う場合には、支払期日は当該通知の内容に従います。また、電気料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

② 上記①にかかわらず、当該一般送配電事業者から当社へのお客さまの使用電力量の検針または計量に係るデータ提供が著しく遅延した場合には、当社は当該月の電気料金を翌月分の請求と合算することがあります。この場合には、第１９条（１）に定める延滞利息は申し受けいたしません。

③ 上記①にかかわらず、第１９条（１）に定める延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。

④ お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当該各事由が生じた日に支払義務が生じ、直ちにお支払いいただくものといたします。

(ア) お客さまが振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合

(イ) お客さまが破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立てを受け、または自ら申立てを行った場合

(ウ) お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

(エ) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

（３） 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客さまには次のいずれかの方法にて支払っていただきます。

① 口座振替による場合

お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客さまの都合により支払期日にお客さまの口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払に要する費用はお客さまに負担していただきます。

② クレジットカードによる場合

お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③ 初回のお支払その他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払または上記①もしくは②による支払ができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくものとし、支払に要する費用はお客さまに負担していただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

（４） 明細書の通知

当社は、電気料金その他の請求額の明細書を所定のウェブサイトへ掲載することを通じて、電子データによりお客さまに通知いたします。当該ウェブサイトへの明細書情報の掲載の時点をもって、当社によるお客さまへの請求が行われたものといたします。ただし、お客

さまが明細書を紙面により発行することをご希望される場合には、郵送により通知いたします。この場合、お客さまには、附則第２条（明細書等の発行手数料）に定める手数料を支払っていただきます。また、この場合であっても、当社によるお客さまへの請求は、明細書情報の当該ウェブサイトへの掲載の時点をもって行われたものといたします。

第１９条（支払遅延および支払過誤等）

（1） 支払遅延の際の延滞利息

お客さまが電気料金を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて、請求料金（消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額といたします。）に対して、年率１０パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。なお、延滞利息および消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、下記（3）に定める異議申し立てが生じた場合は、支払期日に代わって取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

（2） 支払過誤の際の措置

当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額をお客さまにお知らせし、原則として当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

（3） 異議申立ての期間と対処方法

当社がお客さまに提示する明細書の内容に関する異議がある場合には、お客さまは当該明細書が所定のウェブサイトへ掲載された日または郵送によりお客さまに到達した日から１０日以内に当社に対して異議申し立てをすることができます。当該異議申し立てを受けた当社は、お客さまに回答をし、またはお客さまと当社による協議を求めるものとし、お客さまと当社は解決に向けて努力することといたします。なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、第１８条（2）に定める支払期日に代わる期日をお客さまと当社で決定いたします。ただし、異議申し立てによる協議を開始してから３０日を経過してもなお協議が整わない場合は、当社は新たな支払期日をお客さまに通知し、電気料金の請求を行うことができるものといたします。この場合において、事後に当該協議により電気料金が変更となった場合には、当社は、確定した電気料金と既に請求した電気料金との差額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則としてお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

第２０条（保証金）

（1） 当社は、供給の開始もしくは再点に先だって、または供給継続の条件として、予想月額電気料金の３か月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

（2） 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降６０日目の日までといたします。

（3） 当社は、本契約が終了した場合または支払期限を超過してもなお電気料金の全部または一部を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。お客さまが第２４条（3）②から④のいずれかに該当する場合、本契約に基づく債務に関して期限の利益を放棄するものといたします。

（4） 当社は、保証金について、年０．０５パーセントの単利の利息を付します。なお、円未満の端数は切り捨て、利子を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当する日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合、その期間は、利息を付す期間から除きます。

（5） 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても本契約が終了した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、上記（3）により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

第２１条（債権の譲渡等）

（1） 当社は、媒介者等を通じて電気料金等をお支払いいただくお客さまについて当社の電気料金債権等を、当社が定める第三者（以下「代理請求事業者」といいます。）に当社の任意の判断により譲渡することができるものとし、お客さまは、第５条（1）に定める申込みをもって当該譲渡をあらかじめ承諾したものとします。当社による電気料金債権等の譲渡に関して、当社および代理請求事業者は、お客さまへの個別の通知または譲渡承諾の請求を省略できるものといたします。

（2） 上記（1）の規定により譲渡する債権に関する取扱いは、第１８条および第１９条にかかわらず、お客さまと代理請求事業者の定めるところによることができるものといたします。

（3） お客さまは、当社が上記（1）の規定により代理請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所、金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号等の情報（代理請求事業者がお客さまへ電気料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が代理請求事業者へ提供する場合があることに、第５条（1）に定める申込みをもってあらかじめ同意したものといたします。

（4） お客さまは、当社が上記（1）の規定に基づき代理請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（お客さまから代理請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を代理請求事業者が当社に提供する場合があることに、第５条（1）に定める申込みをもってあらかじめ同意したものといたします。

第２２条（お客さまの協力）

（1） 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として第７条に定める電灯需要のお客さまには９０％以上、第７条に定める動力需要のお客さまには８５％以上に保持していただきます。

（2） 立ち入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および当該一般送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社および当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。

（3） 電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、次の①から⑤の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものといたします。この場合、特に必要があるときは、当該一般送配電事業者がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
② 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
④ 著しい高周波または高調波を発生する場合

⑤　その他①から④に準ずる場合

（4） 施設場所の提供等

お客さままたは当社が、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所、工事のために必要な用地等の提供を求められた場合には、その場所を無償で提供していただきます。

（5） 保安等に対するお客さまの協力

①　お客さまは次の場合に、当社と当該一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。

(ア) 引込線、計量器等お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合

(イ) お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合

②　お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知していただきます。この場合において必要となる内容変更については、お客さまと当該一般送配電事業者とで協議をしていただきます。

③　必要に応じて供給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと当該一般送配電事業者とで協議をしていただきます。

④　お客さまの電気工作物に関する当該一般送配電事業者の定める技術基準等への適合性について当該一般送配電事業者が調査を行う場合、お客さまに協力していただきます。また、お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、すみやかに当社および当該一般送配電事業者に通知していただきます。

（6） 技術基準の遵守等

お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続するにあたっては、当該一般送配電事業者の定める技術基準等を遵守していただきます。また、お客さまが発電設備を新たに当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、上記（3）に準じて取り扱うとともに、当社は、当該一般送配電事業者の定める発電設備系統連系サービス要綱に準じて、当該発電設備についてアンシラリーサービス料その他の費用を申し受けることがあります。

（7） 託送約款等の需要家に関する事項の遵守

上記のほか、お客さまに、当該一般送配電事業者が託送約款等において定める需要家に関する事項を遵守していただきます。

（8） 適正契約の保持

当社は、負荷率が１００パーセントを超えた場合、最大需要電力がその契約電力を超過した場合等、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

第２３条（供給の停止）

（1） お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気の供給の停止を当該一般送配電事業者に依頼することがあります。

①　保安上の危険のため緊急を要する場合

② お客さまが需要場所内の当該一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該一般送配電事業者または当社に重大な損害を与えた場合
③ 当該一般送配電事業者以外の第三者が需要場所における当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

（2） 当社が第２４条（2）または（3）の規定に基づき、お客さまとの需給契約を解約または解除する場合には、当社は電気の供給の停止を当該一般送配電事業者に依頼いたします。

（3） お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は電気の供給の停止を当該一般送配電事業者に依頼することがあります。
① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
③ 第２２条（2）に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
④ 第２２条（3）によって必要となる措置を講じない場合
⑤ 需給契約に定める需要の種類とは異なる種類の需要に電気を使用された場合

（4） 上記（1）から（3）までの場合以外でも、お客さまが本契約に反した場合には、当社は電気の供給の停止を当該一般送配電事業者に依頼することがあります。

（5） 上記（1）から（4）によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

（6） 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
① 電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
② 電気の供給設備の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
③ 非常変災の場合
④ 当該一般送配電事業者が電気の供給を中止し、または使用を制限し、もしくは使用を中止する要請を行った場合
⑤ その他保安上必要がある場合

（7） 本条の規定により電気の供給を停止し、または電気の供給を中止、もしくはお客さまに電気の使用を中止していただく場合でも、その停止または中止期間を含め、料金算定期間「1か月」として算定した料金を申し受けます。ただし、お客さまの責めに帰すべき事由により当社に損害が生ずる場合には、お客さまに当社の損害を賠償していただきます。

第２４条（契約の変更または解約等）

（1） 契約内容の変更

① 申込み

お客さまが契約内容の変更を希望する場合には、あらかじめ当社所定の方法に従って申込みをしていただきます。過去に契約内容の変更を行ったお客さまは、次の②により定まる契約内容の変更日が、直前の契約内容の変更日から1年間が経過した日以降である場合に限り、当該変更の申込みをしていただくことができます。当社は、お客さまの変更の申込みを受けた上で、承諾するか否かをその任意の裁量により決定いたします。

② 変更日

契約内容の変更は、原則として、当社がお客さまの変更の申込みを承諾した日以降に到来する検針日をもって実施いたします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではなく、また、契約内容の変更に伴う工事が必要な場合は、原則として、工事完了の日以降に到来する検針日をもって実施いたします。

（２） 契約の解約

① お客さまが本契約の解約を希望する場合には、解約希望日の１５日前までに当社所定の方法に従って申込みしていただきます。

② 第２３条（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、お客さまに対する通知により需給契約を解約することがあります。

③ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の１５日前までに書面にてお知らせいたします。

（ア）お客さまが料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合

（イ）お客さまが他の需給契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合

（ウ）本契約によって支払を要することになった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等相当額その他本契約から生じる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

（エ）その他お客さまが本契約に違反した場合

④ 当社は、原則として、本条により定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

（３） 契約の解除

当社は、お客さまが以下の場合、または以下の状況に陥るおそれがある場合、本契約の一部または全部を解除することができるものといたします。この場合、解除の１５日前までに通知いたします。ただし、電気事業法その他の法令により認められる場合には何らの催告を要せず解除することができるものといたします。

① 本契約の不履行の場合

② 仮差押え、仮処分、強制執行、および競売等の申請、ならびに破産、特別清算、民事再生、会社更生その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの開始の申立てを受けた場合、または自らこれらの申立てもしくは特定調停、清算手続きを開始した場合

③ 公租公課の滞納処分または保全処分を受けた場合

④ 手形、小切手の不渡り処分、手形取引停止処分を受けるなど支払停止状態に至った場合、または電子債権記録機関の取引停止処分もしくはこれに準じる処分を受けた場合

第２５条（工事費負担金等相当額の負担）

（１） 供給開始に伴う工事費負担金等相当額の負担

本契約に基づく供給開始にあたって、当社が当該一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、当社は、お客さまにその工事費等に相当する金額を負担していただきます。

（２） 契約変更に伴う工事費負担金等相当額の負担または料金等の精算

① お客さまの契約電力の変更により、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、当社は、お客さまにその工事費等に相当する金額を負担していただきます。

② お客さまが契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以後１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、原則として需給契約の終了ま

たは変更の日までに、当該一般送配電事業者の託送約款等に基づき請求された料金および工事費の精算額をお客さまから申し受けます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

（3） 供給設備の位置変更に伴う工事費負担金等相当額の負担

お客さまの都合により当該一般送配電事業者の供給設備を変更し、当社が当該一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、当社は、お客さまにその工事費等に相当する金額を負担していただきます。

（4） 契約電力変更後に本契約を解約または契約電力を再変更する場合の工事費負担金等相当額の負担

お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、さらにお客さまの都合により契約期間の途中で本契約を解約し、またはさらに変更した当該契約電力を契約期間の途中で再度変更した結果、当社が当該一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、当社は、お客さまにその工事費等に相当する金額を負担していただきます。

（5） その他

その他お客さまの都合に基づく事情により当社が当該一般送配電事業者から託送約款等に基づき工事費等の費用負担を求められた場合には、当社は、お客さまにその工事費等に相当する金額を負担していただきます。

（6） 本条の適用

お客さまの都合によって供給開始に至らないで本契約を解約または変更される場合であっても、本条各号の規定を準用いたします。

第２６条（損害賠償）

（1） 損害賠償

① 当社の故意または過失によって、お客さまが損害を受けた場合には、当社はお客さまに対してその賠償責任を負います。

② お客さまの故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客さまに当社の損害につき賠償責任を負っていただきます。

③ お客さまが電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社はお客さまに対し、その免れた金額の３倍に相当する金額を申し受けることがあります。免れた金額とは、本契約に定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できないときは、当社が決定した期間といたします。

（2） 損害賠償の免責

① 第２３条によって電気の供給を停止した場合、または第２４条によって本契約が終了した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

② 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

③ 当社がお客さまに対し損害の賠償の責めを負う場合においても、賠償の対象は、お客さまに直接かつ現実に生じた通常損害に限るものとし、間接損害、逸失利益および特別損害は賠償の対象に含まれないものとします。

第２７条（不可抗力）

（1） 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は、次に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わないことといたします。

① 地震等の天災地変が起きた場合
② 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
③ 送配電設備の故障・工事・停止その他一般送配電事業者の事情により本契約の履行ができない事態が生じた場合
④ 上記のほか、当事者の責めに帰すことができない事情により本契約の履行ができない事態が生じた場合

（2） 不可抗力による解約

① 上記（1）で定める不可抗力を原因として本契約の履行ができない場合、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約することができます。
② 上記①の解約に伴う損害については、お客さまおよび当社は互いに賠償責任を負わないことといたします。

第２８条（管轄裁判所）

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第２９条（連絡体制）

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものといたします。

第３０条（契約終了後の取扱い）

本契約は期間満了、解約または解除により終了いたします。ただし、本契約に基づく電気料金支払義務その他の債権債務については、本契約の終了後も、なお存続するものといたします。

第３１条（反社会的勢力の排除）

（1） お客さまおよび当社は、相手方が次の①から⑤のいずれかに該当する者（以下、「反社会的勢力」といいます。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず本契約を解除することができるものといたします。

① 暴力団
② 暴力団員
③ 暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者
④ 暴力団関係者
⑤ その他上記①から④に準ずるもの

（2） お客さまおよび当社は、相手方が反社会的勢力と次の①から⑤のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告も要せず、本契約を解除することができるものといたします。

① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
③ 自己または第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしてい

ると認められるとき

⑤　その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（3）お客さまおよび当社は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の①から⑤のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものといたします。

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

⑤　その他上記①から④に準ずる行為

（4）お客さまおよび当社は自己が請負もしくは受託した業務について下請もしくは再委託する場合、次のとおり確約するものといたします。

①　お客さまおよび当社は、各々の下請または再委託先業者（下請けまたは再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含みます。）が上記（1）に該当しないことを確約し、将来も上記（1）または上記（2）①から⑤に該当しないことを確約するものといたします。

②　お客さまおよび当社は、各々の下請けまたは再委託先業者（下請けまたは再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含みます。）が上記（1）①から⑤に該当することが本契約締結後に判明した場合には、直ちに当該下請けまたは再委託先業者との契約を解除し、または当該契約解除のための措置をとらなければならないものといたします。

③　お客さまおよび当社は、相手方が上記②の規定に反した場合には、本契約を解除することができるものといたします。

④　お客さまおよび当社は、各々の下請けもしくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請けもしくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を相手方に報告し、各々協力して捜査機関への通報および報告を行うものといたします。

⑤　お客さまおよび当社は、相手方が上記④の規定に違反した場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができるものといたします。

（5）お客さまおよび当社は、上記（1）から（4）の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものといたします。

附則

第１条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（１） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第３６条第２項に定める納付金単価に相当する金額（消費税等相当額を含みます。）とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

（２） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日（記録型計量器の場合は４月の計量日から翌年の４月の計量日の前日）までの期間に使用される電気に適用いたします。

（３） 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその１か月の使用電力量といたします。

（４） 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記（３）に定めるその１か月の使用電力量に、上記（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

（５） 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第３７条第１項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記（４）にかかわらず、上記（４）によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第２号に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第１項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第３７条第５項もしくは第６項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。ただし、第１９条（３）に定める異議申し立てが生じた場合は、第１８条（２）に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

第２条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発行手数料各１通につき〔税込〕	明　細　書	２２０円
	領　収　書	２７５円
	支払証明書	８８０円

第３条（供給停止または中止もしくは使用の中止の場合の料金割引に係る特別措置）

この約款の実施日において変更前の電気需給約款（２０２４年５月１日実施）の適用を受けているお客さまについて、２０２６年８月３１日までの料金の算定期間中において、第２３条により電気の供給を停止し、または電気の供給を中止、もしくはお客さまに電気の使用を中止していただく場合には、その停止または中止期間中については、まったく電気を使用しない場合

の基本料金を日割計算して電気料金を算定いたします。

別表１－１

燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係　数	α	０．００５３
	β	０．１８６１
	γ	１．０７５７
燃料価格	X	２７，４００
基準単価 （１キロワット時につき）	低圧	１３銭６厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表１－２

離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係　数	α	１．０００００
	β	０．０００００
	γ	０．０００００
離島燃料価格	X	７９，３００
離島平均燃料価格の上限値	―	１１９，０００
離島基準単価 （１キロワット時につき）	低圧	３厘

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表２

負荷設備の入力換算容量

（1） 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の①、②、③および④によります。

① けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×１５０パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×１２５パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×２００パーセント	

② ネオン管灯

２次電圧（ボルト）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
３，０００	３０	８０	３０
６，０００	６０	１５０	６０
９，０００	１００	２２０	１００
１２，０００	１４０	３００	１４０
１５，０００	１８０	３５０	１８０

③ スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
９９９以下	４０	４０
１，１４９以下	６０	６０
１，５５６以下	７０	７０
１，７５９以下	８０	８０
２，３６８以下	１００	１００

④ 水銀灯

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
４０以下	６０	１３０	５０
６０以下	８０	１７０	７０
８０以下	１００	１９０	９０
１００以下	１５０	２００	１３０
１２５以下	１６０	２９０	１４５
２００以下	２５０	４００	２３０
２５０以下	３００	５００	２７０
３００以下	３５０	５５０	３２５
４００以下	５００	７５０	４３５
７００以下	８００	１，２００	７３５
１，０００以下	１，２００	１，７５０	１，００５

（2） 誘導電動機

① 単相誘導電動機

(ア) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率１００．０パーセントを乗じたものといたします。

(イ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
３５以下	―	１６０	出力（ワット）×１３３．０パーセント
４５以下	―	１８０	
６５以下	―	２３０	
１００以下	２５０	３５０	
２００以下	４００	５５０	
４００以下	６００	８５０	
５５０以下	９００	１，２００	
７５０以下	１，０００	１，４００	

② ３相誘導電動機

換　算　容　量　（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　×　９３．３パーセント
出力（キロワット）　×　１２５．０パーセント

（3） レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格１次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	９５キロボルトピーク以下	２０ミリアンペア以下	１
		２０ミリアンペア超過３０ミリアンペア以下	１．５
		３０ミリアンペア超過５０ミリアンペア以下	２
		５０ミリアンペア超過１００ミリアンペア以下	３
		１００ミリアンペア超過２００ミリアンペア以下	４
		２００ミリアンペア超過３００ミリアンペア以下	５
		３００ミリアンペア超過５００ミリアンペア以下	７．５
		５００ミリアンペア超過１，０００ミリアンペア以下	１０

	９５キロボルトピーク超過 １００キロボルトピーク以下	２００ミリアンペア以下	５
		２００ミリアンペア超過 ３００ミリアンペア以下	６
		３００ミリアンペア超過 ５００ミリアンペア以下	８
		５００ミリアンペア超過 １，０００ミリアンペア以下	１３．５
	１００キロボルトピーク超過 １２５キロボルトピーク以下	５００ミリアンペア以下	９．５
		５００ミリアンペア超過 １，０００ミリアンペア以下	１６
	１２５キロボルトピーク超過 １５０キロボルトピーク以下	５００ミリアンペア以下	１１
		５００ミリアンペア超過 １，０００ミリアンペア以下	１９．５
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量　０．７５マイクロファラッド以下		１
	０．７５マイクロファラッド超過 １．５マイクロファラッド以下		２
	１．５マイクロファラッド超過 ３マイクロファラッド以下		３

（４） 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

① 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合
入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）×７０％

② 上記①以外の場合
入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）×７０％

（５） その他

① 上記（１）から（４）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

② 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

③ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別表３

契約負荷設備の総容量の算定

（1） 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

① 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

② 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

（ア）住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院
１差込口につき　５０ボルトアンペア

（イ）上記（ア）以外の場合
１差込口につき　１００ボルトアンペア

（2） 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の１回路当たりの平均負荷設備容量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

別表４

契約容量および契約電力の算定方法

第９条（５）②、第１１条（５）②、第１２条（６）②、第１３条（４）②および第１４条（４）②の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（１００パーセントといたします。）を乗じます。

（１） 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×$\frac{1}{1,000}$

なお、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合の電圧は、２００ボルトといたします。

（２） 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧２００ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×１．７３２×$\frac{1}{1,000}$